

特記事項

2. 新型コロナウイルス問題

2019年12月に中国湖北省(武漢市)で症例が報告された新型コロナウイルスは、中国の春節(2020年1月24日～)を前に人々の移動が始まり、感染者数の増加が始まり、2022年春に至るまでの間に感染は爆発的に拡大し続けている。感染拡大防止のために世界各国が移動制限を設けたことにより、特に2020年春先から夏前にかけて乗組員の交代に大きな支障が生じた。国内外の諸対応により、8月以降は状況が改善されつつあるものの、2020年末の英国等における感染力・毒性の強い変異種(デルタ株)の発生により各国が再び入国規制を強めるなど、日本においても、水際対策が強化されてきた。

その後、2021年11月に南アフリカにおいて新たな変異種(オミクロン株)が発生した。この変異種は、デルタ株に比べると感染力は強くなったものの、重症性は低く、船員においては重症化したとの報告は受けていない。

この感染力の高さから、世界各地で再流行しており、2021年12月から2022年2月にかけて、再流行した国々(インド、フィリピン、インドネシア、ロシア、ミャンマー等)の船員の入国を原則禁止するよう、海事局より要請があり、WEBを利用した説明会が開催された。

その後、2022年3月からは出国前の7日間の待機(隔離)の徹底や搭乗前のPCR検査証明の所持を条件にこれらの規制は緩和されることとなった。

この頃より、国際的には、ノルウェーを皮切りに入国規制(水際措置)を撤廃する国が出始めた。この動きに反して、日本では、入国制限の対象となる国が増え続け、同年5月頃にはほぼ全世界の国が入国規制の対象となった。この間においては、船員は、査証が不要であることとエッセンシャルワーカーとしての特段の事情があることを理由に入国は条件付きで許可された。

2022年夏には、船員交代率も大きく向上し始めており、コロナ前との比較で9割程度にまで回復しており、ワクチン接種(規定数)も国によってばらつきがあるものの、大方9割が接種を完了した(約1割の未接種は、接種を希望しない等の理由による)。2022年9月には、入国時の10日間の待機が求められる国はなくなり、徐々に緩和が進み、10月11日には、船員以外の外国人の受け入れも再開された。同時に船員のステータスも変更され、一部の規制を除き、その他の外国人と同様の入国条件となった。

2022年12月をもって、船上における感染者数も落ち着き始めたこともあり船上感染者数の集計を、同年12月発生分を以て終了したほか、同じく12月23日発行分を以て乗組員交代に特化した乗組員交代情報の提供も終了した。

2023年1月には、2023年5月をもって、新型コロナウイルス感染症を、感染症2類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行することが発表された。

2023年1月末には、内閣府新型コロナウイルス対策室に指導により、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、ガイドラインが合理的な内容になる様、協会の新型コロナウイルスに関するガイダンスの改訂を行った(第7版)。